

★一部自己負担金等について市町村単独助成をする場合の取扱い★

市町村単独助成の実施については、下記のとおり取扱いをお願いします。

- 【1】未就学児（乳幼児）の入通院について一部自己負担金を助成する場合
- ・ 公費負担者番号は(83449***）です。
 - ・ 受給資格者証(乳) 単独 表面に「子ども一部自己負担金：0円」と記載されているので、保護者から一部自己負担金を徴収しません。
 - ・ ただし、子ども医療費助成金請求書(以下「請求書」という。)の「子ども医療費一部自己負担金」欄には、単独助成を行わない場合と同様に金額を記入します。
- 【2】小中学生の入院について一部自己負担金を助成する場合
- ・ 公費負担者番号は(83448***）です。
 - ・ 受給資格者証(学) 単独 表面に「子ども一部自己負担金：0円」と記載されているので、保護者から一部自己負担金を徴収しません。
 - ・ ただし、請求書の「子ども医療費一部自己負担金」欄には、単独助成を行わない場合と同様に金額を記入します。
- 【3】特定の年齢(例：3歳未満児)に限り、一部自己負担金について助成する場合
- ・ 3歳未満児分の公費負担者番号は(83449***)、3歳以上の未就学児分の公費負担者番号は単独助成を行わない場合と同様(83440***）です。
 - ・ 3歳未満児分は上記【1】と同様、保護者から一部自己負担金を徴収せず、請求書には単独助成を行わない場合と同様に記入します。
 - ・ 3歳以上の未就学児分は単独助成を行わない場合と同様、受給資格者証表面に記載されている一部自己負担金を徴収します。
 - ・ 請求書は、3歳未満児分(「公費負担者番号」欄は83449***）と3歳以上の未就学児分(「公費負担者番号」欄は83440***）を別々に作成します。

【公費負担者番号】

一部自己負担金	単独助成あり	単独助成なし
未就学児(乳)	83449***	83440***
小中学生(学)	83448***	83441***

- 【4】入院時食事療養費について助成をする場合
- ・ 原則として、償還払い方式での対応としますので、単独助成を行わない場合と同様の取扱いをします。

★制度改正による請求書及び記入方法の変更点★

- 【1】請求書様式中「乳幼児」を「子ども」に変更します。
- 【2】助成額の上限(80,100円)廃止に伴い、高額療養費の自己負担限度額まで助成が行われます。(一部自己負担金を除く。)
 - ・ 高額療養費の対象となる場合は、新設の「適用区分」欄に、所得区分に応じて、高額療養費自己負担限度額適用区分等(A～Dの記号)を記入してください。

【適用区分】A～D

限度額適用認定証	所得区分	限度額適用区分等
窓口提示あり	上位所得者	A
	一般	B
	低所得者	C
窓口提示なし	(一般として助成額を計算)	D

- * 入院でも高額療養費の給付対象とならない場合は、「適用区分」欄への記入は、しないでください。
- * Aを「1」、Bを「2」、Cを「3」、Dを「4」として記入しても差し支えありません。

- 【3】医療機関の皆様へ 上限廃止に関するお願い
 - ・ 限度額適用認定証の提示がない場合、所得区分によって、患者さんに市町村で助成額の精算手続きを行っていただく必要があることを、お知らせください。
患者さんが実際は上位所得者の場合・・・助成額に未払い分がある可能性あり
患者さんが実際は低所得者の場合・・・助成額に過払い分があり返還が必要
 - ・ また、限度額適用認定証の提示がない場合、高額療養費相当額については、患者さんから一旦徴収する必要があります。

窓口での事務の煩雑化を防ぐためにも、**患者さんに、限度額適用認定証の提示を呼びかけていただくよう**、ご協力をお願いいたします。

《参考》 限度額適用認定証の提示がない場合の医療機関窓口での徴収額
(健康保険証と子ども医療費受給資格者証のみ提示の場合) ※保険診療分に限る

<p>[窓口での徴収額]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 子ども医療費一部自己負担金 500円×日数(上限:7千円) </div>	+	<p>高額療養費相当額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 90%;"> 総医療費×3割(又は2割) - (80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%) </div>
--	---	---